



西宮市いじめ防止基本方針

令和4年4月改定

西 宮 市



はじめに

いじめは、人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない。いじめられている児童生徒がいた場合には守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、命の大切さを柱とし、教育活動全体を通していじめ防止の対策を講じる必要がある。さらに、(※1)教育連携協議会や(※2)学校運営協議会を核として、学校、家庭、地域が相互に関わりつながることで、児童生徒の心を育て、いじめを許さない西宮教育を推進する。

そこで、西宮市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、及び兵庫県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「西宮市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

この「市の基本方針」により、「夢はぐくむ教育のまち西宮」「子供たちの笑顔あふれる文教住宅都市・西宮」をさらに充実させ、一人ひとりの大人が果たすべき責務を自覚し、市民総がかりでいじめのない社会の実現を目指していく。

各学校においては、「国の基本方針」「県の基本方針」「市の基本方針」を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立し、いじめ等が発生した場合、迅速かつ適切に対処する。

(※1)教育連携協議会：学校評議員、学校関係者評価委員をはじめ、その他の学校関係者が一堂に会して、教育に関する情報発信及び啓発活動、学校評価、学校支援、その他学校の諸課題等を協議する機関

(※2)学校運営協議会：保護者代表、地域住民、地域学校協働活動推進員など、学校運営への必要な支援に関する協議を行う機関

目 次

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) 早期対応	
(4) 家庭や地域との連携について	
(5) 関係機関との連携について	
(6) 学校等間の連携協力	
5 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向	3
(1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる ～個の成長～	
(2) 児童生徒同士の心の結びつきを求め、人間関係を豊かにする ～豊かな人間関係～	
(3) いじめの問題に組織的に取り組む ～組織的な取組み～	
(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める ～いじめ問題への理解～	
2章 いじめの防止等の対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために西宮市（教育委員会を含む）が実施する施策	5
(1) 西宮市いじめ防止基本方針の策定	
(2) 西宮市いじめ対応ネットワーク会議の設置	
(3) 教育委員会の附属機関の設置（西宮市いじめ防止等対策委員会）	
(4) 市長による再調査	
2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	5
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) 早期対応	
(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(5) その他の措置	
3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) 未然防止	
(4) 早期発見	
(5) 早期対応	
4 重大事態への対処	14
(1) 教育委員会又は学校による調査	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
<参考>いじめ防止対策推進法（抜粋）など	19

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒の自己肯定感、(※1)自己有用感を育てる周囲の大人の温かい見守りにより、児童生徒は安心して生活をし、個性を発揮することができる。自尊感情が育まれることで、他者を理解し、互いに認め合い、人との違いを「豊かさ」と捉えることができるようになる。そしてだれもが安心して暮らせる社会を主体的に形成していこうとする。

しかし、ひとたび児童生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは児童生徒にとって心の豊かさを奪い、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの集団でも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害との認識に立つ。
- ② いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、周囲の大人が児童生徒の手本となるとともに、学校、家庭、地域等、市民がそれぞれの役割を自覚し、つながりをもった活動をする必要がある。
- ④ 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの理解

- ① どの児童生徒にも、どの集団でも起こり得る。
- ② 人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ 大人には気づきにくいところで行われ発見しにくい。
- ④ 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から、仲裁者への転換が重要である。

(※1)自己有用感：他者の存在を前提として自分の存在価値を感じることで、誰かの役に立てたという成就感や誰かから必要とされているという満足感のこと。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) 未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの集団でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、学校、家庭、地域と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、児童生徒から周囲の大人が信頼され、相談されることが大前提であり、児童生徒の言葉や体の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) 早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談の内容に応じ、速やかに関係機関との連携を図る。

このため、教職員は平素より、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、学校いじめ防止基本方針やいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や教育連

携協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した市民総か
がりの対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童
生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な
効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や
児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担
当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図
ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするな
ど、学校や教育委員会が、関係機関による取組みと連携することも重要である。

(6) 学校等間の連携協力

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校間、また小・中・義務教育学校・高等学校間
の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等、特別な配慮を要する児童生徒の情
報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

特に中学校においては、校区内における各小学校の指導内容等について情報交換を行
った上で、一貫した指導の体制づくりを行う。

また、各校の生徒指導担当者が積極的に学校間の連携協力体制を図り、複数の学校の
児童生徒が関係するいじめについて、学校が児童生徒又はその保護者に適切な指導や
助言を行うことができるよう連携する。

5 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

(1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる ～個の成長～

(学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活
動やスマートフォンや携帯電話等の使用のルールづくりなどについて自分たちで
考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応
じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 子供の規範意識を養うための養育、その他の必要な養育を行うよう努めると
ともに、子供の個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせ
る。また、地域での異年齢交流等への参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の児童生徒たちは、地域行事やボランティア活動への参加等を通して、
地域で守り育てる視点を持ち、地域の教育支援機能を活性化する。

(2) 児童生徒同士の心の結びつきを求め、人間関係を豊かにする ～豊かな人間関係～

(学校) 教育活動全体を通じて自己肯定感や自己有用感を醸成する。また、命や人権
を大切にする教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いを認め合う学級
経営を行う。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同
学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 家族の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切であり、その中で他者への思
いやりや共生の心を涵養する。

(地域) 地域での遊びや学習を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学
ぶ機会をつくる。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む ～組織的な取組み～

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応に向けた教職員の意識を高め、校内の組織的な対応を行うとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩みを打ち明けられる雰囲気づくりなど、子供の変化に気づくことができる親子関係が大切である。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子供の立場に立ってどうするべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供等、学校や家庭との連携を推進する。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める ～いじめ問題への理解～

(学校) いじめ防止等の重要性について、教職員の共通理解の下、児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。教職員の言動によって、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を養う。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネット、スマートフォンや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合、研修会、講演会等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

第2章 いじめの防止等の対策に関する事項

1 いじめの防止等のために西宮市（教育委員会を含む）が実施する施策

（1）西宮市いじめ防止基本方針の策定

法第12条を受け、西宮市はいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「市の基本方針」を策定する。なお、市の基本方針については、必要に応じて見直しを行う。

（2）西宮市いじめ対応ネットワーク会議の設置

ア 西宮市は、教職員、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される「西宮市いじめ対応ネットワーク会議」（以下「西宮市ネットワーク会議」）を設置する。

イ 「西宮市ネットワーク会議」は、いじめ相談に関する体制等について共通理解を図るとともに、いじめ問題の迅速な解決に向けた全市的な協力体制を構築し、市・学校におけるいじめ問題への取組みの一層の充実を図ることを目的とする。また、西宮市立学校以外の学校とも連携を図る。

（3）教育委員会の附属機関の設置（西宮市いじめ防止等対策委員会）

教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うための調整及び審議を行う附属機関を設置する。この附属機関は、法第28条第1項に基づく調査を併せて担当する。

（4）市長による再調査

市長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（再調査）を行うことができる。

2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

（1）未然防止 [令和3年度(2021年度)西宮教育推進の方向（西宮市における「教育振興基本計画」行動指針より）]

本市では、「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を図り、「生きる力」にあふれた子供の育成に向けて、日々取組みを進めている。この取組みこそが、いじめの未然防止につながるとの認識の下、以下の施策を実施する。

ア 子供の育ちのためにつながる

（ア）自主・自律の学校経営

家庭や地域と教育課程を共有し、子供の志を支える。

（イ）家庭・地域との連携・協働の推進

家庭や地域と目指すべき教育のあり方を共有し、協働活動を推進する。

（ウ）つながりによる教育の推進

子供の様子や地域の課題に応じた、校種間の具体的なつながりを全市で推進する。

イ 「生きる力」をはぐくむ

（ア）確かな学力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学習評価の充実を図り、授業改善に努める。

- (イ) 外国語教育の推進
考えや気持ちを伝え合う、豊かな語学力・コミュニケーション能力の育成を図る。
- (ウ) 情報活用能力の育成
情報を主体的に活用できる授業を展開し、情報活用能力を育成する。
- (エ) (※1)キャリア教育の推進
自分らしい生き方の実現に向け、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てる。
- (オ) 幼稚園教育の推進
教育活動の充実を図り、一人ひとりのよさと可能性を伸ばす。
- (カ) 魅力ある高校づくりの推進
授業改善及び学習評価の改善、教育理念に基づいた特色ある教育活動を進める。
- (キ) 特別支援教育の推進
関係機関と連携を深め、個々の障害の状態等に応じた指導や支援を行い、取組みをつなぐ。
- (ク) 不登校児童生徒支援の充実
不登校の子供の社会的自立に向けた支援の充実と魅力ある学校づくりを目指す。
- (ケ) 生徒指導の充実
子供理解を深め、目標や計画を明確にして、(※2)自己指導能力の育成を目指す。
- (コ) 健康教育の推進
家庭や地域と連携し、積極的に健康の保持増進を図る資質・能力を育成する。
- (サ) 安全体制の構築
自ら安全に行動し、人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。
- (シ) 防災教育の推進
自らの生命を守る知識・技能・判断力・行動力を育成する。
- (ス) 食の安全確立と食育推進
「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む。
- (セ) 道徳教育の推進
「考え、議論する」授業づくり、家庭・地域等との連携を含む道徳教育の日常化を進める。
- (ソ) 人権教育の推進
豊かな人間関係の醸成を通して、多様な人と共に生きていく力を育てる。
- (タ) 体力・運動能力の向上
運動をすることの楽しさや心地よさを味わわせ、豊かなスポーツライフにつながる学習を展開する。

(※1)キャリア教育：児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育。

(※2)自己指導能力：自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための能力

ウ 子供の育ちをささえる

(ア) 教師の資質能力の向上

教師力を高めるためにキャリアステージに応じた研修を活用する。

(イ) 校内研究の推進

学びの質を高める授業改善を柱とした、組織的・計画的な校内研究を行う。

(ウ) 業務改善による教育活動の充実

健康及び福祉の確保を図り、効果的な教育活動を推進する。

(エ) 計画的・効率的な学校園施設の整備

「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改築・改修を進める。

エ 指導主事及び(※1)学校問題主任専門員(学校保健安全課)による学校訪問

学校を訪問し、管理職や生徒指導担当教員から学校の生徒指導面や学校いじめ防止基本方針による取組みの進捗状況等について報告を受け、必要な指導・助言を行う。

オ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

県が作成したいじめ防止啓発チラシを児童生徒の家庭、当該学校の教職員、公共施設等に配布するなどの啓発活動を行い、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る法令及び相談制度・救済制度等について児童生徒・保護者・教職員・地域の理解を促進し、また必要な措置を講ずる。

(※1)学校問題主任専門員：経験豊かな学校経験者で、学校問題解決支援チームの一員。(11頁参照)

(2) 早期発見

ア 学校における(※1)教育相談体制の整備

教職員による児童生徒との教育相談、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングなど、いつでもどこでも相談できる雰囲気づくりと支援の充実を図る。

イ 学校における調査等の支援

児童生徒に対する定期的なアンケート調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど、学校における調査等の充実を図る。

ウ 相談窓口の周知 (9~10 頁参照)

県、西宮市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

エ インターネットや SNS を介して行われるいじめの発見

インターネットや SNS を介して行われるいじめは発見されにくいいため、深刻になる可能性が高く、保護者が果たす役割が大変重要である。家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、児童生徒にスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責務を周知する。一方、情報モラル教育の充実や(※2)ネットパトロールを利用するなど、インターネットや SNS を介して行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

オ いじめの定義に対する解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。そのため、いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめでないと判断することがないよう的確な判断を行う必要がある。

そのため、教職員は様々な特性のある児童生徒の内面理解に努める必要がある。例えば ADHD、LD、ASD、(※3)HSP の傾向がある児童生徒は、その特性に対して周囲からの理解が得られにくい特性がある。また、被害状況を自ら伝えることができない児童生徒も存在することを常に意識した対応が必要である。

いじめの早期発見のため、教職員が児童生徒一人ひとりの特性を十分に理解し、組織的ないじめの認知を行うよう、必要な啓発活動を実施する。

(※1)教育相談体制：教職員が児童生徒と必要に応じて面談を行う体制。

(※2)ネットパトロール：掲示板、ブログ、ツイッター等に、児童生徒に関する誹謗中傷等の不適切な書き込みがないかを定期的にインターネット上で検索し、学校への情報提供を行う教育委員会の施策。

(※3)HSP：「Highly Sensitive Person (ハイリー・センシティブ・パーソン)」生まれつき非常に感受性が強く敏感な気質を持った人。HSPの特性は共感を得ることが難しく、周りの人との差に自己嫌悪を感じることや、周りに合わせようと無理をして生きづらさを感じやすくなる。

いじめ、不登校等に関する相談機関（相談窓口）

<西宮市>

相談機関名	相談内容等	受付曜日・時間	場所・電話番号
西宮市立こども未来センター	・市内在住の18才までの子供及び保護者が対象。 心身の発達や障害、療育に関する相談、不登校・情緒不安定、発達・性格等の悩みについての相談。 ・教育支援センター「あすなろ学級みらい」の入級等に関する相談。	【電話相談】 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (※土は17:00まで)	西宮市高畑町2-77 西宮市立こども未来センター3階 子供・保護者 地域・学校支援課 0798-65-1881
		【来所相談】 要予約 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (※土は17:00まで)	学園・関係機関等 地域・学校支援課 0798-65-1882
西宮市教育委員会 学校保健安全課	いじめに関すること。	【電話相談】 月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:30	西宮市六湛寺町3-10 学校保健安全課 いじめ相談専用ダイヤル 0798-33-0077
	教育支援センター「あすなろ学級」なるおきた、かわらぎ、やまぐち、しおせ、うえがはら、はまわき」の入級等に関する相談。	【電話相談】 月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:30	西宮市六湛寺町3-10 学校保健安全課 0798-35-3884 0798-35-3880

<兵庫県、その他>

相談機関名	相談内容等	受付曜日・時間	場所・電話番号
ひょうごっ子悩み相談センター	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子どものSOS全般について児童生徒や保護者などの相談に応じ、県内の幼児や児童生徒などのこころの悩みなどの解消や子どものSOSの早期発見を図る	【電話相談】 ※24時間 (携帯電話利用可)	ひょうごっ子いじめ・体罰・子ども安全>相談24時間ホットライン 0120-0-78310 (通話料無料)
		【電話相談】 月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～21:00	専用電話 (フリーダイヤル) 0120-783-111 (通話料無料) 携帯電話 (有料) 0795-42-6004
		【面接相談】 要予約 月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00	加東市山国2006-107 県立教育研修所1階 0120-783-111 (通話料無料)
「ひょうごっ子悩み相談センター分室」 阪神教育事務所		【分室・電話相談】 月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00	ひょうごっ子いじめ・体罰・子ども安全>相談・通報窓口 0798-23-2120
		【分室・面接相談】 要予約毎月第3金曜日 14:00～16:00 (受付時間)9:00～17:00	西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎内301号室 0798-23-2120

相談機関名	相談内容等	受付曜日・時間	場所・電話番号
ひょうごっ子SNS悩み相談		(双方向相談) 17:00～21:00 ※相談受付は20:30まで (一方向相談) 24時間受付	詳細は、各校で配布される「ひょうごっ子相談カード」や「ひょうごっ子SNS悩み相談チラシ」を参照
兵庫県西宮こども家庭センター	養護相談(児童虐待を含む) 保健相談、障害相談(肢体不自由、知的障害、自閉症等) 非行相談(ぐ犯、触法) 育成相談(性格行動、不登校、しつけなど)	月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00 ※児童虐待防止24時間ホットラインは、平日夜間や土日祝日も対応	西宮市青木町3-23 0798-71-4670 児童虐待防止 24時間ホットライン 児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちばやく)
西宮少年サポートセンター (兵庫県警察本部生活安全部少年課)	非行問題、交友問題、学校問題等、少年の悩み・困りごとを解決するため、専門的な立場から相談	月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:30	西宮市江上町3-40 江上庁舎2階 0798-35-3875
ヤングトーク 県警本部少年相談室		月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～17:00	0120-786-109(通話料無料)
ひょうごユースケアネットほっとらいん相談 (兵庫県青少年本部)	ひきこもり・不登校等	月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	078-977-7555
ひょうご地域安全SOSキヤッチ電話相談 (企画県民部地域安全課)	地域の安心・安全に係る異変	月曜日～金曜日 (※祝日及び年末年始を除く) 9:00～16:00	078-341-1324
兵庫県のちと心のサポートダイヤル (健康福祉部のち対策室)	自殺を考えるほどの深い悩み	月曜日～金曜日 18:00～翌朝8:30 土日祝24時間	078-382-3566
神戸いのちの電話	自殺を考えるほどの深い悩み	月～金8:30～20:30 日・祝8:30～16:00 第2・3・4金、土 8:30～翌8:30 第2・3・4金、土が祝の時 8:30～16:00、20:30～翌朝8:30	078-371-4343
はりまいのちの電話	自殺を考えるほどの深い悩み	14:00～1:00 年中無休	079-222-4343
兵庫県弁護士会法律相談 「子どもの悩みごと相談」	いじめ、不登校、体罰、虐待、等	月曜日～金曜日 9:00～17:00	078-341-8227 FAX:078-341-1779
子どもの人権110番 神戸地方法務局	いじめ・体罰相談等	月曜日～金曜日 8:30～17:15	0120-003-110
兵庫県立特別支援教育センター	障害のある子供のための教育相談 ひょうご学習障害相談室	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ※電話相談及び来所相談	電話相談 078-222-3604 来所相談(要予約) 078-222-3604

※相談機関(相談窓口)、またその詳細については、今後変更になる可能性があります。

(3) 早期対応

ア 学校との情報共有や指導助言

教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめの認知件数の把握を行う。また、深刻ないじめが発生した場合、教育委員会はいじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。

イ 問題解決に向けた指導主事、(※1)学校問題解決支援チームの派遣

教育委員会は、学校だけでは解決が困難な事案について、指導主事や学校問題解決支援チームを派遣し、対策を講じる。また、その報告に基づき、必要な支援や措置を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

ア 体制の整備

児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。その場合、関係機関や警察等の専門的な機関の協力を得ることで、ネットいじめなどの防止につなげる。

イ 防止等の啓発

児童生徒、保護者、教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

特に、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて周知を図る。

(5) その他の措置

いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条及び第49条、また西宮市立の学校の管理運営に関する規則第26条の2に基づき、加害児童生徒の保護者に、当該児童生徒の出席停止を命じるなど、必要に応じて措置を講じる。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「国の基本方針」「県の基本方針」「市の基本方針」を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」)として定める。

(※1)学校問題解決支援チーム：学校だけでは対応が難しい諸問題に迅速かつ適切に対応し、学校への支援体制の充実を図るために設置された組織。

学校基本方針には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修をはじめとする年間計画等を定める。いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、学校基本方針の見直しに当たっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、児童生徒、保護者、地域住民等と話し合う機会を設けて、意見を取り入れ、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて保護者や学校運営協議会・教育連携協議会等の学校関係者と共に見直すという PDCA サイクルを、学校基本方針に盛り込む。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第 22 条を受け、担任等一人で問題を抱え込むことなく、学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職と複数の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（いじめ対応委員会(仮称)）を置く。当該組織は、校務分掌に明確に位置付けるとともに実効ある組織とし、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、学校基本方針の策定や見直し、いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施、いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発、いじめの相談・窓口としての役割とその周知、いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応、いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集や記録、いじめの対応に関する校内研修等の企画、いじめ防止等について PDCA サイクルによる検証・改善等が想定される。

(3) 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、児童生徒一人ひとりの内面理解に基づいた生徒指導を推進し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ふざけ合いやけんか」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめの予兆や初期の段階として対処を要することがあるため、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、教職員が一人で抱え込まず、いじめ対応委員会(仮称)を中核とする組織的な対応を心がけ、いじめ

を積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒一人ひとりの特性や友人関係、家庭での様子等を十分に理解した上で、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査（少なくとも学期に1回以上の実施）や教育相談を随時実施するなど、日頃から児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、いじめの実態把握に取り組む。

なお、アンケート調査については、学校での実施に限らず家庭に持ち帰らせるなど、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施する。

また、大人が気づきにくいインターネットや SNS を介して行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の規範意識の向上及び保護者に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、児童生徒にスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の責務、及び、その遵守について周知を図る。

(5) 早期対応

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込んだり、判断せず、いじめ対応委員会(仮称)を中核として速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、いじめの行為に対しては、加害児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、加害児童生徒が新たな被害者にならないように、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。教育上必要があると認める時は、適切に懲戒を加えることも考えられる。その際には、自らの行為を理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

いじめの行為を見ていた周りの児童生徒に対しては、傍観者から仲裁者に転換する指導が重要である。

また、いじめ防止対策推進法で規定されたいじめの定義は広範に渡るため、指導においては敢えて「いじめ」という言葉を使用しない場合もありうる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会

又はいじめ対応委員会（仮称）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対応委員会（仮称）においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮したうえで、警察に相談・通報し、連携して対応する。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

学校又は教育委員会は、以下(①②)の場合、「重大事態」として対処するための組織を設置し、調査、報告を行う。

- ① 注1いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の注2生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が注3相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(注1)「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(注2)「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(注3)「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケー

スを十分把握する。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、保護者や児童生徒の訴えを受け止め、調査にあたる。

(イ) 重大事態への対応

重大事態への対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月施行）」等に基づき、対応を行う。

(ウ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(エ) 調査の趣旨

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止のために行うものである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(オ) 調査主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、調査の主体やどのような調査組織とするかについて判断する。判断の観点は、以下の通りとする。

- ① これまでの経緯や事案の特性、被害児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査で、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られるかどうか。
- ② 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるかどうか。

a 学校が主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、いじめ対応委員会(仮称)が、当該学校長の指導及び指揮の下、調査を行う。また、法第28条第3項に基づき、教育委員会は、必要に応じて学校が行う調査への指導及び助言を行い、学校問題解決支援チームを派遣して支援を行う。

b 教育委員会が主体となる場合

教育委員会が調査の主体となる場合は、法第14条第3項の趣旨に基づき教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。ただし、法第28条第1項に基づく重大事態に対応するため、教育委員会の附属機関である委員会に調査のための部会（「いじめ問題調査部会」という。）を置き、部会は調査のために必要があるときは、個別の調査を円滑に実施するために分会（「いじめ問題調査分会」という。）を置き、重大事態の調査にあたる。部会及び分会の構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。なお構成員の決定にあたっては、外部の

専門機関からの推薦等により参加を図るなど、部会及び分会での調査の公平性・中立性を確保する。

(カ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校及び教育委員会が事実に向き合うことが当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るための第一歩であり、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

○背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケートや一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行い、適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(キ) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らない。未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査主体となった学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

学校又は教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記イ(イ)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

イ 再調査を行う附属機関

再調査のため附属機関を設ける場合、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校問題解決支援チームの派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、警察官経験者等の外部専門家による支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては西宮市個人情報保護条例に基づき適切な配慮を確保する。

(3) その他

ア 本市の基本方針の内容については、国の見直し状況や本市の取組み状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

イ 教育委員会は、西宮市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

<参考> いじめ防止対策推進法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

<参考> 学校教育法（抜粋）

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

第49条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

<参考> 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（抜粋）

（出席停止）

第26条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、教育委員会に出席停止の意見を具申しなければならない。

- （1） 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- （2） 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- （3） 施設又は設備を損壊する行為
- （4） 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項の規定による出席停止の意見具申があった場合には、当該児童の保護者に対し、当該児童の出席停止を命ずることができる。この場合において、出席停止の命令は、理由及び期間を記載した文書を交付することによって行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずるに当たっては、あらかじめ当該児童及び保護者の意見を聴取するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、出席停止の手続きに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

5 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。